

第70回長野市都市計画審議会議事録

日時：平成30年5月31日（木）
午後2時

場所：第一庁舎
7階第一委員会室

長野市都市整備部都市政策課

第70回 長野市都市計画審議会 次第

日時 平成30年5月31日（木）午後2時

場所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

- 1 開 会
- 2 委 嘱 書 交 付
- 3 長 野 市 あ い さ つ
- 4 委 員 紹 介
- 5 事 務 局 自 己 紹 介
- 6 会 長 選 出
- 7 議 事

(1) 報告事項

長野都市計画用途地域の変更について【市決定】

長野市景観計画の改定について

(2) 議案審議

議案第1号 建築基準法第51条に係る廃棄物処理施設について

- 8 そ の 他
- 9 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高 瀬 達 夫 (信州大学工学部土木工学科 准教授)
2 番 松 岡 保 正 (長野工業高等専門学校名誉教授)
3 番 酒 井 美 月 (長野工業高等専門学校准教授)
4 番 跡 部 美 幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士) = 欠席
5 番 相 野 律 子 (長野県建築士会長野支部まちづくり委員会副委員長建築士)
6 番 田 中 清 隆 (長野市議会議員)
7 番 手 塚 秀 樹 (長野市議会議員)
8 番 山 本 晴 信 (長野市議会議員)
9 番 滝 沢 真 一 (長野市議会議員) = 欠席
10 番 布 目 裕 喜 雄 (長野市議会議員) = 欠席
11 番 宮 崎 治 夫 (長野市議会議員)
12 番 岩 野 彰 (長野商工会議所 副会頭) = 欠席
13 番 宮 澤 清 志 (ながの農業協同組合 代表理事専務)
14 番 岩 下 秀 雄 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長)
15 番 本 間 吉 治 (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長)
16 番 西 宮 登 喜 男 (長野市商工会 副会長)
17 番 塩 谷 正 広 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
代理出席 山 崎 茂 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 副所長
18 番 新 家 智 裕 (長野県長野建設事務所 所長) = 欠席
19 番 油 井 英 人 (長野中央警察署 署長)
代理出席 村 松 朝 生 交通第二課 交通担当管理官
20 番 小 島 誠 (長野市農業委員会 会長) = 欠席

◎説明のための出席者

都市整備部長	羽 片	光 成
都市政策課長	平 澤	智
建築指導課長	黒 石	雅 司
建築指導課長補佐	山 田	大
建築指導課主査	滝 澤	秀 人
廃棄物対策課係長	中 嶋	隆 夫
廃棄物対策課技師	山 崎	真名人

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	田 口	義 朗
都市政策課長補佐	倉 澤	弘 昌
都市政策課長補佐	中 村	豊 文
都市政策課係長	清 水	永 一
都市政策課主査	小 林	明 徳
都市政策課技師	大 内	崇 弘
都市政策課主事	山 口	椎 菜

◎開会

○司会 皆様こんにちは。定刻となりましたので、第70回長野市都市計画審議会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、都市政策課の田口義朗と申します。着座にて進めさせていただきますが、よろしく願いいたします。本日の審議会は、委員総数20名のうち14名の出席をいただいております。過半数の出席がありますので、長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。本日ご欠席の委員を報告いたします。跡部委員、滝沢委員、布目委員、岩野委員、新家委員、小島委員の6名でございます。また、関係行政機関では、お二方が代理出席いただいております。国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所長 塩谷委員の代理で副所長の山崎様、長野中央警察署長 油井委員の代理で、交通第二課 交通担当管理官の村松様にご出席をいただいております。また、本日の会議は、公開となります。あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料は、過日郵送でお届けしましたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。まず、郵送でお届けしたものは、議案、資料1-1から1-5、ホチキス留めしたものでございます。本日机の上にお配りしておりますものは、次第、委員名簿、事務報告、補足資料1、補足資料2、以上でございます。ご確認いただきまして、不足がございましたら、お申し出ください。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、各委員さんの委嘱状でございますが、本来でありますと委員の皆様方お一人お一人にお渡しすべきところ、大変恐縮ではございますが、時間の関係もございまして、皆様のお手元にあらかじめご用意させていただきましたので、お許しいただきたいと思っております。

最初に都市整備部長の羽片より、あいさつを申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 この4月に都市整備部長を拝命いたしました、羽片と申します。今後ともよろしくお願いいたします。本日は、何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、この度は長野市都市計画審議会委員へのご就任をお願いいたしましたところ、快くご承諾をいただき心から感謝申し上げます。前任期に引き続きまして委員をお引き受けいただきました皆様には、任期中のご尽力に対しまして深く感謝申し上げますとともに、今後一層本市の都市計画につきまして、ご指導、ご助言を賜りますよう

お願い申し上げます。また、今回新たに委員をお引き受けいただきました皆様におかれましては、専門分野でのご見識を発揮していただき、これからの本市のまちづくりに対しまして幅広い見地からご指導を賜りますようお願い申し上げます。

近年の社会経済情勢の変化、人々の価値観や生活様式の多様化など、市民の皆様を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市の都市計画審議会が果たす役割は、ますます重要さを増していると考えておりますので、何卒特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。本日ご審議をお願いいたします案件は、「議案第1号 建築基準法第51条に係る廃棄物処理施設について」でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、委員の皆様方のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○司会 続きまして、都市政策課長の平澤より、委員の皆様をご紹介申し上げます。紹介を受けられた委員の方は、恐れ入りますが、その場でご起立をいただきたいと存じます。なお、本審議会条例第3条により、皆様の任期は平成32年3月末までの2年間となっております。

○事務局 都市政策課長の平澤です。よろしくをお願いいたします。ご紹介は着座をさせていただきます。では、ご紹介いたします。学識経験者というお立場から、信州大学工学部 准教授 高瀬達夫委員。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 長野工業高等専門学校 名誉教授 松岡保正委員。

○委員 松岡でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 長野工業高等専門学校 准教授 酒井美月委員。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 社団法人長野県建築士会長野支部 まちづくり委員会副会長 建築士 相野律子委員。

○委員 相野です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 市議会議員というお立場から、市議会議員 田中清隆委員。

○委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 市議会議員 手塚秀樹委員。

○委員 手塚でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 市議会議員 山本晴信委員。

○委員 山本です。よろしくお願ひします。

○事務局 市議会議員 宮崎治夫委員。

○委員 宮崎です。よろしくお願ひします。

○事務局 民間諸団体の代表者というお立場から、ながの農業協同組合 代表理事専務

宮澤清志委員。

○委員 宮澤でございます。よろしくお願いします。

○事務局 長野市民生委員児童委員協議会 副会長 岩下秀雄委員。

○委員 岩下秀雄です。よろしくお願いします。

○事務局 NPO法人ヒューマンネットながの 理事長 本間吉治委員。

○委員 本間でございます。よろしくお願いします。

○事務局 長野市商工会 副会長 西宮登喜男委員。

○委員 西宮登喜男です。よろしくお願いします。

○事務局 関係行政機関の職員というお立場から、国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 所長 塩谷正広委員、本日は代理の山崎茂様にお越しいただいています。

○委員 塩谷の代理の山崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局 長野中央警察署 署長 油井英人委員、本日は代理として村松朝生様に来ていただいております。

○委員 油井の代理で参りました、村松朝生と申します。よろしくお願いします。

○事務局 説明は以上でございます。

○司会 次に、事務局自己紹介ですが、本日出席の職員の自己紹介をさせていただきます。

○事務局 改めまして、都市整備部長の羽片と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 都市政策課長の平澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 都市政策課 課長補佐の田口義朗と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 都市政策課 課長補佐の倉澤弘昌と申します。よろしくお願いします。

○事務局 同じく都市政策課 課長補佐の中村豊文です。よろしくお願いいたします。

○事務局 都市政策課 計画担当の係長をしております、清水永一と申します。よろしくお願いします。

○事務局 同じく都市政策課 計画担当の小林明德と申します。よろしくお願いします。

○事務局 都市政策課 庶務担当の山口椎菜と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 都市政策課 計画担当の大内崇弘と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 本日、議案審議をお願いしております、建設部建築指導課長の黒石雅司と申します。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 建築指導課 課長補佐の山田大と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく建築指導課の滝澤秀人と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 廃棄物対策課 係長の中嶋隆夫と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 廃棄物対策課の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、会長の選出についてお諮りいたします。本審議会条例第5条第1項によりますと「審議会に会長を置き、学識経験者として委嘱された委員のうちから委

員の選挙によりこれを定める」となっておりますので、具体的には、どのように選出したらよいか、ご意見がございましたらお願いいたします。

○委員 推薦を申し上げたいと思っております。ご提案いたします。これまで当審議会長として手腕を発揮していただきました、長野工業高等専門学校 名誉教授の松岡委員さんに、引き続き会長をお願いしたいと思っておりますので、推薦をさせていただきます。

○司会 ただいま、宮崎委員から長野工業高等専門学校 名誉教授の松岡委員に会長をお願いしたいのご提案がございましたが、そのようにさせていただきますよろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○司会 ありがとうございます。異議なしのご発言がございましたので、松岡委員に会長をお願いしたいと思います。皆様の拍手で、ご承認をお願いします。(拍手) どうもありがとうございました。それでは、松岡委員、会長席へ移動をお願いいたします。松岡会長から一言、就任のごあいさつをお願いします。

○議長 ただ今、会長にご推挙いただきました長野工業高等専門学校 名誉教授の松岡でございます。よろしくをお願いいたします。会長就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。戦後70年を過ぎ、本格的に少子高齢化社会に突入するという、大変な時代になってまいりました。豊かな市民生活を支えるためには様々な公共システムや施設が必要となり、それを作って維持管理をするということが続けてまいりましたが、少子高齢化で右肩下がりになってきて、教育であれ公共施設であれ、見直しを迫られております。そうした市民の生活を支えていくための都市の基盤整備にあたっては、根本を直す都市計画並びにその都市計画決定にゴーサインを出すこの審議会というのは、非常に役割がますます重くなってきているという風を感じております。そのため、当審議会におきましてもこれまで同様、重要な案件をすることになると思われませんが、議案の審議に際しましては、慎重かつ円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、これまで以上のより一層のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。それでは議事に入りますが、その前にマイクの手配について、説明申し上げます。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を軽く押しただき、緑色のランプがともったことをご確認いただいてから、ご発言をお願いします。それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定に基づき、松岡会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 それでは早速でございますけれど、着座にて進行させていただきたいと思
います。本日の案件は、報告事項が2件、審議案件が1件となっています。皆様からご意見
をいただきながら、実りのある会議にしたいと思っておりますので、議事の進行が円滑に運びます
よう、ご協力をお願いいたします。なお、本日の議事録の署名は、宮澤委員と西宮委員にお
願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、これより議事に入ります。まず、(1) 報告事項について、事務局から報告をお願い
します。

○事務局 平成30年3月26日の第69回長野市都市計画審議会において審議された議案
については、次のとおり処理されましたので報告します。長野都市計画用途地域の変更につ
いて{市決定} 平成30年4月1日 長野市告示 第211号。長野市景観計画の改定について
9月上旬告示の見込みとなっておりますので、告示次第、次回以降の都市計画審議会におき
ましてご報告申し上げます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ですが、ご質問等ございましたらお願いい
たします。よろしいですか。

それでは続いて、(2) 議案審議に入ります。まず、議案第1号「建築基準法第51条に係る
廃棄物処理施設」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 改めまして、建築指導課長の黒石でございます。着座でご説明申し上げます。
よろしく願い申し上げます。

それでは、私から議案第1号「建築基準法第51条に係る産業廃棄物処理施設」につしまし
てご説明を申し上げます。

なお、本議案の処理施設につきましては、特定行政庁である長野市が、長野県都市計画審
議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め、許可をするものでござい
ますが、この処分にあたり、より厳正で、広い見地からの判断が必要であることから、本審
議会のご意見を伺った上で、県の審議会に付議することとし、本日ご審議をお願いするもの
でございます。

それでは、議案説明の前に、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可につきましてご説
明いたします。お手元の、A3版横の「補足資料1」を、また、議案説明を含め、スクリー
ンにも関係資料を映してまいりますので、併せてご覧ください。建築基準法第51条では「都
市計画区域内において、卸売市場や火葬場などを始め、その他政令で定める処理施設の用途
に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築
し、又は増築してはならない」とされております。資料左側、法文の下に列記のとおり、政
令で定める処理施設は、(1) に示す規模の産業廃棄物処理施設、及び(2) の一般廃棄物処理
施設であり、その下、※1は、都市計画決定済み都市施設例の一覧となっております。なお、
本議案の処理施設につきましては、表の中ほど、7号の廃プラスチック類の破碎施設でござ

います。また、本法の適用除外規定として「ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」などにつきましては、「この限りでない」と定められております。次に、都道府県が定める都市計画として、都市計画法第15条第1項第5号には「市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設」とあり、同法施行令第9条第2項第7号に「産業廃棄物処理施設」とされております。これにより、本議案の処理施設につきましては、長野県都市計画審議会に付議するものとなりますが、ここで、資料右上に黒丸で列記いたしました、都市計画の都市施設と建築許可との関係につきまして、改めてご説明申し上げます。卸売市場等は、都市に不可欠な供給・処理施設である一方、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れもあることから、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ建築できないことを原則としております。しかしながら、これらの内、産業廃棄物処理施設については、その殆どが民間施設であり、その位置を都市計画で定めることが不可能ないしは、不適當であると考えられることから、例外措置として、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め、許可した場合には建築等ができるとするものでございます。なお、本議案の許可に係る事務手続きの流れにつきましては資料右下に示したとおりとなっております。以上、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可につきましてご説明申し上げます。

それでは、議案第1号「建築基準法第51条に係る産業廃棄物処理施設」につきましてご説明申し上げます。A4縦版、資料1-1をご覧ください。申請者は、長野市大字大豆島3397番地6、直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫。建築場所は、長野市大字大豆島字上之島3397番7、でございます。敷地及び、建築物等の概要でございますが、用途地域は、市街化区域の工業専用地域。敷地面積は、8,956.27 m²。施設の主要用途は、産業廃棄物処理施設で、工事種別は、用途変更。建物規模並びに、処理能力等は、記載のとおりとなっております。次に、資料1-2及び、1-3を併せてご覧ください。申請敷地の位置でございますが、JR長野駅から、須坂インター線を東に4.5kmほど進み市街地を抜けますと、NAGANO冬季オリンピックの競技施設として建設されましたエムウェーブがございます。申請敷地は、ここから南に、松岡の長野市清掃センターに向かう県道三才大豆島中御所線の東側でございます、大豆島東工業団地内の北隅にあたり、平成14年に同じく許可を受けました本社工場敷地とは、道路を隔て、西側の別敷地となるため、新たに許可を受けるものでございます。なお、平成14年に本社工場敷地で許可を受けました破砕機の処理能力は21.6tでございましたが、申請者には、昨年12月に機器の更新を行い、現行の処理能力を14.31tとしております。

それでは、資料1-1にお戻りいただくとともに、資料1-4及び、1-5も併せてご覧ください。本議案につきましては、現在、本社工場敷地内がございます「廃プラスチック類」の破砕処理施設を、今回申請の第二工場敷地内の倉庫へと移設するもので、既存の破砕機は同じ処理能力のまま、新たな産業廃棄物処理施設として用途変更するため、今回の申請が許可となっ

た時点で、申請者からは、平成14年の許可の取り下げが届出されることとなっております。資料1-1の4、申請理由でございます。なお、ここで、委員の皆さまには、資料の訂正をお願いいたします。申請理由の三行目、「平成6年より産業廃棄物の処理事業を行っています。」となっておりますが、正しくは、平成11年の間違いでございます。申し訳ございません。それでは、改めまして、本議案の申請者には、平成11年より現在の本社工場敷地にて、金属類の処理を主とした産業廃棄物の処理事業を行っており、平成14年に「廃プラスチック類」の処理施設として許可を受け、事業を拡大しております。また、平成25年には、申請地である第二工場敷地を取得し、これまでは主に紙くずと廃プラスチック類の倉庫としておりましたが、作業の効率化などを図るため、本社工場敷地から申請地に破砕機を移設し、現行処理能力のまま、事業を継続するものでございます。

ここで、直富商事に係る産業廃棄物処理事業の全体概要について申し上げます。直富商事は、昭和50年に設立され、廃棄物の収集運搬業等を行っていましたが、平成7年には、篠ノ井山布施の秋古工場にて、産業廃棄物処理業の許可を受け、現在までに市内4箇所（大豆島、市場団地、篠ノ井山布施、七二会）にて処理業を営んでおります。今回の申請地につきましては、今ほどご説明申し上げましたので、その他3箇所の概要につきまして申し上げます。市場事業所は、卸売市場団地で排出される廃棄物の回収拠点になっており、発泡スチロール、廃食用油、ペットボトル等の中間処理を行っております。また、篠ノ井山布施の秋古工場は、主に建設廃材として排出される産業廃棄物の中間処理施設であり、七二会の苦桃工場は、食品リサイクル工場として、食品製造業や飲食業より廃棄される食品廃棄物を飼料や肥料の原料に処理をしております。次に、本議案の「廃プラスチック類」の破砕処理に係る作業の流れについてでございますが、スクリーンをご覧いただきながら、現在の状況をご説明申し上げます。本社工場と第二工場に出入りする事業用運搬車両は、すべて両工場の間にある市道から出入りをしており、本社工場と第二工場には、廃棄物を積んだ車両の重量を測定するための「計測器」がそれぞれ設置され、金属類の計測は「本社工場」で、また、廃プラスチック類や紙類などの計測は「第二工場」で行い、別々にデータ管理をしております。各車両につきましては、廃棄物の搬入時と廃棄物を下して帰る時の計2回、「計測器」の上で車両の重量を測定いたしますが、現行では、廃プラスチック類の破砕施設が本社工場内にあることから、廃プラスチック類や紙類などを積んだ車両は、まず、第二工場の敷地内にある「計測器」で計測した後、本社工場へと入ってまいります。また、荷下し後も、再び第二工場内へ戻り「計測器」を経由することとなります。現行では、金属類と廃プラスチック類などの処理が混在している「本社工場内」で、金属類を搬入する車両との動線が重なり、例えば、当該車両が荷下し中のために廃プラスチック類等の搬入や処理作業が出来ないなど、支障が出ることもございます。従いまして、本許可により、破砕機が本社工場から第二工場へと移設されれば、第二工場敷地内の「計測器」で重量の測定をした後、そのまま第二工場での処理ができるようになり、作業の効率化が図れることはもとより、作業が円滑に進むことで、

両工場の安全性も更に確保されると考えられます。

続きまして、破砕機についてでございますが、資料1-5をご覧くださいますと、赤い点線で囲まれている部分がございます。今回移設される破砕機は、廃プラスチック類の破砕を行うもので、処理能力は現状と同じ、一日あたり14.311 tで、ひと月の内、現状の稼働日数は、6～8日、処理量につきましても、ひと月あたり55 t程度となっております。

さて、これよりは、長野県都市計画審議会の判断基準に則し、申請敷地の位置の検討につきましてご説明申し上げます。なお、お手元の、A4縦版、補足資料2では、判断基準の項目と判断結果を示してございます。併せて、ご覧願います。

始めに、周囲の状況でございますが、一点目として、宅地化や市街化が促進されないかという視点からは、航空写真からも見て取れますように、申請地は工業の利便を増進するために定められ、住宅の建築が制限された工業専用地域の北端に位置し、周辺土地利用図のとおり、道路を挟んだ北側一帯は農業振興地域に指定された市街化調整区域であることから、宅地化等が促進される可能性は低いと考えられます。二点目として、近隣に教育施設や福祉施設がないかという視点からは、直近の幼稚園が直線距離で約300mの位置にあるものの、申請地とは県道三才大豆島中御所線を挟み反対側に立地し、事業用車両の搬入・搬出ルートからも外れており、福祉施設についても700m以上離れております。また、最も近い小学校は大豆島小学校でございますが、直線距離で1.2 km以上離れており、申請敷地一帯は工業専用地域であり、住宅の建築が制限されていることから、周辺に通学路もございません。三点目として、災害発生の恐れが高く、発災による周辺への二次的被害拡大の恐れがないかという視点からは、平坦な地形であり、土砂災害の発生はもとより、液状化の可能性もございません。また、水害による浸水想定は2 m～5 m未満で、大豆島から松岡の工業地域、工業専用地域一帯は、ほぼ浸水の可能性が有る区域ではございますが、許可に係る廃棄物には危険物等が無く、仮に浸水した場合でも有害物質や悪臭等の影響が生じる可能性は低く、二次的被害拡大の恐れは少ないと考えられます。

次に、事業用運搬車両の周辺地域への影響でございますが、一点目として、交通渋滞による道路交通に支障がないかという視点からは、当該処理施設につきましては、本社工場から申請地に移設しても処理能力の増加が無いことから、当該計画による事業用運搬車両の増加もございません。また、搬入時間帯が集中することは無く、これまでも、交通渋滞の発生は殆どございませんでした。なお、運搬経路といたしましては、工業団地ということもあって、すぐ近くには幹線道路の「県道三才大豆島中御所線」と堤防道路の「市道若里村山堤防線」が通っており、事業用運搬車両は、このいずれかにより出入りしてることになります。始めに、「県道三才大豆島中御所線」からのルートでございますが、当該道路を南に進みますと、オリンピック大橋を渡り真島地区に出て、長野市南部へと、また逆に、北に進みますと、現在「長野東バイパス」が工事中ではございますが、柳原地区や豊野地区など、長野市北部に至ります。次に、「市道若里村山堤防線」につきましては、当該道路を南西へ進みますと、

落合橋交差点に至り、若穂・松代方面へと、また逆に、北東へ進みますと、屋島橋を経由し、須坂長野東IC方面に向かうことができます。二点目として、先ほど、直近の幼稚園は、事業用車両の搬入・搬出ルートから外れていると申し上げましたが、交通安全上支障がないかという視点からは、搬入・搬出経路図や大豆島東工業団地内の道路状況からも見て取れますように、工業団地への乗り入れ道路である県道三才大豆島中御所線が、一部通学道路とはなっているものの、両側歩道を含む十分な幅員を有し、団地内道路もまた、交通安全上支障のない幅員が確保されております。なお、申請者にあつては、事業用運搬車両の近隣住宅団地内への終日進入禁止や車両によって通行ルートを制限するなど、社内にて交通安全の徹底を図っているところでございます。

次に、景観への配慮につきましては、施設の高さや大きさに応じた、植栽などによる配慮がされているかという視点から、申請者にあつては、これまでも、周辺景観に配慮し、敷地の周囲に緑地帯を設けてまいりましたが、今回の許可申請に併せ「長野市緑を豊かにする条例」も遵守する中で、更に緑地帯を増やし、より一層、景観に配慮する計画としております。

続きまして、環境への配慮でございますが、本議案の処理施設設置にあたり、公害対策関係法令に適合することが確実であるかという視点では、一点目、大気汚染対策として、処理施設から発生する微細な粉じんは、集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させることで大気への拡散を防止いたします。二点目、水質汚濁対策として、古紙や廃プラスチック類を主に扱う当該施設においては、洗浄等による排水が出るような作業はなく、今ほど、「微細な粉じんは、集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させる」と申し上げましたが、この吸着させた水は、あくまで廃プラスチック類の破碎機の中で発生するものであり、建物内に設けられた排水路等を使って処理されるものではございません。もちろん、最終的には、水に吸着させたゴミを産業廃棄物として適正に処理するとともに、主に古紙と廃プラスチック類を取扱う廃棄物の性状から、悪臭の発生する恐れもございません。なお、雨水は浸透枳を設けて敷地内に浸透させ、オーバーフローのみ放流をいたします。三点目、騒音・振動対策でございますが、申請地につきましては、工業の利便を増進するために定められた工業専用地域であり、騒音及び振動規制法の区域外ではございますが、申請者には、周辺への影響をでき得る限り抑えたいという考えから、自主規制値を定め、これまでも毎月、本社工場と第二工場の敷地境界付近で測定を行い、自主規制値以下であることを確認しており、この測定は、処理施設を移設後も、引き続き、実施してまいります。自主規制値についてでございますが、騒音は、騒音規制法による第3種区域の65dBと第4種区域の70dBとの中間値として67dBを設定し、振動は、振動規制法による第2種区域の基準に倣い70dBとしております。なお、現状の騒音レベル・振動レベルにつきましては、画面右下の表のとおりでございますが、それぞれ自主規制値を下回っていることが確認できます。また、処理施設を移設した後の予測騒音・振動レベルについてでございますが、現状の騒音・振動レベルに、破碎施設の騒音・振動レベルを重ね合わせて算出するもので、同表のとおり、予測結果は現状と全く変わりのないも

のとなっております。これにつきましては、破碎施設の騒音や振動の大きさにもよりますが、破碎施設から測定地点までの距離がかなり離れていることによる「減衰効果」が生じ、結果として現状値も予測値も変わらないものとなっております。

最後に、判断基準とは別に、本許可申請と並行して進めております「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に係る手続きについてでございます。本条例では、住民説明会の開催を、事業計画概要説明会と事業計画説明会との計2回義務付けられております。申請敷地の場合には、南屋島区と大豆島下区が対象となっており、今年の11月～12月にかけて、事業計画概要説明会が、また、先週の5月22日と24日には、事業計画説明会が開催されており、特に、反対意見等はございませんでした。なお、本条例では、説明会が開催された1ヶ月後の6月25日までは意見書が提出できることとなっておりますが、申請者には、日頃より、地域住民の皆さまとの良好な関係を築いており、今後の見通しといたしましては、公表縦覧等の条例上必要な手続きを経て、8月末頃までには事業計画協議が終了する見込みでございます。以上、これらにより、当該処理施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないと判断されますことから、建築基準法第51条の規定に基づき、長野県都市計画審議会に付議するものでございます。よろしくご審議の上、ご意見等賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 どうもありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上、マイクのスイッチを入れてご発言をお願いします。いかがでしょうか。

○委員 先程の説明で、市場団地の方にもプラスチックがあるように伺った気がするのですが、今後例えばそちらの方が移動してきたりして取扱量が格段に増えるというようなことはないということでしょうか。

○事務局 今のところはございません。

○委員 ありがとうございます。それから水害時には特に影響がないだろうということですが、例えば浸水をしたときにプラスチック類が流れ出て北側の農地などに流れていって汚してしまう、散乱してしまうといったことは考えられないのか、またそれに対して何か対策があるのかを教えてください。

○事務局 特に施設内にはそうした危険物等はないと、先程申し上げましたとおりです。廃プラスチック類等が外部へ出ないような措置も施してあると聞いております。

○委員 ありがとうございます。それから、写真を拝見すると緑地がそれほど多くないような印象を受けたのですが、本社工場ではなく申請建物の方で緑の条例を現状満たしているということでしょうか。

○事務局 緑化条例につきましては現在協議しておりまして、現状では既存不適格という、条例の出来る前からの建物ですので、今の状態は条例で定めている数値には達していないのですが、今回の計画において満たすような形で計画をしていくということです。

○委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○議長 他の委員さんいかがでしょうか。

○委員 騒音について観測している地点なんですが、処理施設を移設したすぐ道側に面した一番近いところで測ろうとしないのか。そこが規制値を超えてしまったら結局駄目な訳ですよ。なぜそこで測らないのかということと、それから今は倉庫として使っているのでしょうか。やはり倉庫を作るときに会議にかけられて、倉庫だから多分騒音も出ないだろうからいいよねということで、おそらく認可されて倉庫を作っているんだと思います。導線の話は最初からわかっている話なので、最初から移設をして工場を作るほうが理に適っているはずなのに、それを敢えてずらしたということで何か意図があるのかなというのが少しお聞きしたいところです。

○事務局 最初のご質問についてですけれども、一番住居に近いところの方角に向けて、ということである風に私共の方では理解しております、その敷地境界で確認をしてもらっているということでございます。

○委員 規制値というのは住宅に限らず外に出ていく騒音のことではないのですか。

○事務局 確かにおっしゃるとおり、敷地境界になりますけれども、最初に全体でお話してありますとおり、規制基準がかからない地域でございますので、あくまでも事業者の自主基準ということでやっていただいているので、周辺の住んでいらっしゃる方に一番影響があってはいけないということでそちらの方向で、と解釈をしております。

○委員 自主基準というのは、もし超えてしまったらどうするのですか。

○事務局 それは防音対策を更にとるということになるかと思えます。

○事務局 倉庫の用途ということですが、現行の作業の中では紙類の圧縮であったり梱包作業、そうした作業を伴っております。そうしたものを保管するための移動作業ですとか、一部作業場も兼ねております。そちらにつきまして前の本工場の敷地、こちらが主に金属類の処理をするということがメインの作業になりますけれども、そちらから今の破碎機を移すという状況ではございます。敢えて、と申しますと、いずれにせよ理由の中で作業の効率性や安全性の向上ということの中で移設をするということでございます。あと、音に関しましては圧倒的に金属類の音に吸収をされてしまいます。

○委員 倉庫が出来たのは平成25年ですよ。たった4年程しか経っていないのに、最初から移設ありきのつもりでやってる訳ですよ、おそらく。多分最初から工場を作るときに音とかの話で、とりあえず倉庫にして、と何となくそんな気がしているんですけども、導線なんて最初からわかっている話ですもんね。そこら辺についての聞き取りはされていないのですか。

○事務局 今回の申請者の直富商事なんですけれども、既存の工場で廃プラの作業をしていて、たまたま隣の倉庫が空いたので、それを取得して金属作業の一部を物置場として使ったということです。それで作業の効率性や生産性や安全性を考えていく中で、このタイ

ミングで会社内で経費をかけて整理をしたいという風に聞いております。最初からありきでやったという風には申請者からは聞いておりません。

○委員 事務局としては、多分この工場を作るときに会議にかかっていますよね。倉庫としての工場を建設するという段階でこの会議にかかっていますか。

○事務局 左側の倉庫の敷地につきましては普通の倉庫ですので、都市計画審議会の議を経なくても建築確認をとって建築できる建物です。

○委員 かかってないんですね。

○事務局 かかってないです。今回初めての申請になります。

○議長 それに関連してですけれども騒音測定しているのですが、同じ音を倉庫のあの位置で出して測定レベルになったという話なのか、今置いてあるところで動かした音で測定したのか、どういう測定方法で測った値ですか。

○委員 測定方法につきまして現況値は、移設前の今の状態で測ったものです。移設後の値については計算上の値でして、今の機械をそこに置いた場合に建物の壁や囲い等全てを想定して計算上出した騒音値になります。

○議長 計算値ってことですね。

○事務局 はい。

○議長 他の委員さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員 移設する建物が倉庫として建築されたということで、破碎機が入って、以前のところは工場として建てられたのかもしれませんが、建物への影響、設置が出来る基準になっているのでしょうか。

○事務局 破碎機の振動についての建物への影響ということですが、今回の破碎機はそれほどの振動が出る機械ではないので、建物への影響はないと確認しております。

○委員 それともう1点、直接は関係ないんですけど、補足資料4のところの許可までのフローが書いてありますけれども、事前相談から最終的な許可通知までどれくらいの期間がかかるのでしょうか。

○事務局 今回の場合は去年度のうちから相談が始まっています、これで順調に長野県の都市計画審議会が9月に予定されていますので、その後の許可ということではほぼ1年規格の計画になっています。

○議長 よろしいでしょうか、他の委員さん。追加でもよろしいですけども。

○委員 移築されるこの破碎機なんですけど、こういうものの寿命はどのくらいなのか、どの程度の間隔でメンテナンスされているのか。例えば新しく更新するときには審議会にかけなくて、規模を大きくするときには審議会にかけるのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

○事務局 昨年に機械を更新して処理の能力は少し抑えた、14年当時の能力よりは抑えています。ただ機器によってどのくらいでメンテ、というのは私共は聞いておりません。

また寿命についてもきちんと把握できておりません。申し訳ございません。

○委員 それと、色々と大きくした場合には審議会にかけるんですか。

○事務局 失礼しました。今回は元の敷地のところの14年の許可が約21トンという数字でございました。その範囲の中で処理能力を小さくした、小さくして14トンという現状で使っていた、それをその能力のまま移したということで、今回は道を挟んでおりますので別敷地の許可として、ということになります。ですので当然それを大きくすれば、許可にはなるという原則ですが、ただこれは法律の中で例えば1.5倍以内であれば、こうした許可の適応の手続きは必要ないですと決まりにはなっております。

○委員 わかりました。

○議長 他の委員さんいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、質問や意見等概ね出たようですので、これより議案第1号の採決をとらせていただきます。本議案にはどうしても反対という意見がないように思いますので、挙手による採決をとらせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。それでは、挙手による採決をとらせていただきます。賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ということを確認しまして、議案第1号は、原案どおり決定することについて異議はないものとさせていただきます。議案第1号につきましてはここまでですが、その他委員の皆さまから何かございますでしょうか。ご審議にかけた方がいいというような案件がございましたら、挙手して発言願います。よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で議事は全て終了となります。議長は退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。その他につきましては、本日はございません。終わりに都市政策課長の平澤から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局 委員の皆様には、本日は、大変お忙しい中ご出席をいただき、また熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。本日は新任期での最初の審議会でしたが、本審議会は将来にわたって豊かな市民生活を実現し、次世代に誇れるまちづくりを進めるために、大変重要な役割を担っている審議会でございますので、松岡会長をはじめ委員の皆様におかれましては、今後2年間、何とぞ特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。次回の審議会開催予定につきましては、8月頃に開催を考えております。準備ができ次第、審議会開催予定のご通知を申し上げますので、その折には、日程調整等よろしくお願いたします。それでは、以上をもちまして「第70回長野市都市計画審議会」を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。